

平成24年度（第48期）事業報告書

平成25年6月

一般社団法人 日本港運協会

目 次

I. 事業活動

1. 労務関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 春闘について
 - (2) アスベスト問題について
 - (3) 東日本大震災に伴う瓦礫荷役等に関する確認書について
 - (4) 港湾労働者年金制度の見直しについて
 - (5) 年末年始の例外荷役について
 - (6) 中古自動車等放射線量検査について
 2. 業務関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 日韓物流会議について
 - (2) 新型インフルエンザ等について
 - (3) 港湾近代化促進協議会の助成について
 3. 総務関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 定款変更について
 - (2) 委員会及び部会に関する規程について
 4. 調査・研究関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 韓国港湾物流事情調査について
 - (2) 年末年始の本船荷役等に係る実績調査について
 - (3) 税制改正に係る実績調査について
 5. 広報関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
記者会見等について
- ## II. 役員等の異動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (1) 副会長等の選任について
 - (2) 役員・審議員の一部変更について
- ## III. 組織運営関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 委員会・部会組織について
- ## IV. 諸会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (1) 総会・理事会等について
 - (2) 委員会・部会活動について
- ## V. 連絡事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (1) 叙勲、褒章、大臣表彰
 - (2) 登記及び届出事項

I. 事業活動

1. 労務関係

(1) 春闘について

2013年春闘は、1月30日に第1回目の中央港湾団交が開催され、組合側より全国港湾及び港運同盟連名による「2013年度労働条件改善に関する要求書」（資料1）の趣旨説明が行なわれた。

その後、2月28日の第2回中央団交では、冒頭、業側より今回の組合側要求について、「日港協が確約できない性格のものが多々あり春闘期間中に要求項目全てについて回答し、方向付けすることは無理である、よって組合要求の項目を大別し協議を進めたい」として組合要求項目の内容を性格別に、①業界団体として責任ある対応を中央団交の場ではかるべき項目②港運労使で構成する別途の協議機関で協議すべき項目③既設の港運労使の専門委員会等で扱うべきもの、また項目内容が業種別課題であれば、当該の当事者間で扱うべき項目④内容が個別企業の労働条件に該当し、個々の企業が対応すべき項目、以上の4つに分類した上で、要求項目毎に回答をした。

これに対し組合側は、「我々の要求項目を大別し協議したいとの事だが、個々の委員会等で協議するというのは今までもやってきた事であり、単なる時間延ばしである」等主張し、また本日の業側回答について不満表明があった。

引続き第3回の3月14日開催の中央団交において、要求項目を絞り業側より回答したが、組合は再度不満を表明、又3月27日の団交においても同様、不満を表明し、3月31日始業時より24時間のスト通告が出された。

業側は、スト回避に向けて直ちに3月29日の団交開催を申し入れ、組合側も了承した。

3月29日開催の団交において再度要求項目を絞って回答した。

組合側は業側回答について、全般的にはまだ不満であるが、一部に回

答の前進が見られたとして、3月31日始業時から24時間ストを4月7日始業時からに延期すると表明、業側に更なる回答の再考を促した。

業側はスト回避に向け、その場で次回団交を4月3日で申し入れ組合は了承した。

4月3日の中央団交において、業側より再度回答を提示し、休憩をはさみつつ、労使トップ交渉等断続的に詰めの協議を行い、団交の場で協定書（案）を労使確認の上、大筋合意し、25年度春闘交渉は一応終了した。

しかし最後に組合側より、仮協定書（資料2）第1項一（1）の「適正料金の收受並びに適正コストを償う支払いに関して、現在行われている各単組の賃金交渉の反映度を検証した上で判断したい」として一旦保留されたが、最終的に4月5日ストは解除された。

(2) アスベスト問題について

アスベスト関係補助金の創設については、石綿対策小委員会で協議を進めた結果、平成24年4月6日に「日本港運協会が策定する要綱（案）について労働組合は了解した」旨の石綿対策小委員会確認書が締結され、同年4月11日の春闘協定で「石綿対策小委員会確認書に基づき、日港協の機関承認を経て、6月1日を目途に実施する」こととされた。

これを受け、5月9日の理事会に「石綿健康被害対応を行う会員を支援するための補助金」の要綱（概要）を諮り、承認され、6月1日に施行された。

同補助金を巡っては、集団での調停申し立てが行われたほか、数件の相談があったが、24年度に支給申請に至った事例は発生していない。

(3) 東日本大震災に伴う瓦礫荷役等に関する確認書について

東日本大震災に伴い発生した瓦礫の処理については、1年以上を経過した今でも、その大半が処理出来ず残っており、被災地での瓦礫処理は

喫緊の課題となっていた。

そのような状況下、昨今徐々に各自治体の中から瓦礫受け入れの意思表示が出始めた。

港運労使も瓦礫処理の必要性は当然認めつつも、受け入れ先の自治体が表示す被災地からの瓦礫の輸送方法は海上輸送によるものであるため、組合側より、その輸送に際して「港湾労働者が如何に関わるのか、どのような形態の輸送なのかについて実態把握や検証をすることは、港湾労働者の放射線被ばくや石綿暴露の危険性を排除する上で特に重要である」として、港湾労働者の健康・安全上、港湾労働者が荷役する上での一定の基準を定めたいとの申し入れがあった。

業側も組合側の主旨を理解し、7月24日開催の平成24年度第1回中央安全専門委員会を皮切りに、既に瓦礫輸送の計画が進行していた仙台塩釜港～北九州港間、及び宮古港～大阪港間輸送を実例に議論を重ねた。

そして8月21日開催の第2回中央安全専門委員会に於いて、労使協議の上、当面の暫定措置として被災地の瓦礫輸送に係る港湾荷役上の取扱いについて「東日本大震災に伴う瓦礫荷役等に関する暫定確認書」（資料3）を締結した。

その後、第3回目を11月16日に開催し更に労使議論を重ね、12月21日開催の第4回中央安全専門委員会において、宮古・大阪港間に限定した措置として「東日本大震災に伴う瓦礫荷役等に関する宮古・大阪港間に於ける確認書」（資料4）を締結し実施する事となった。

(4) 港湾労働者年金制度の見直しについて

港湾労働者年金制度の改正案について中央労使で再三協議を重ねてきた結果、最終的に名実共に安定協会が運営主体者になることとなった。

これにより安定協会は、①中央労使の合意内容を踏まえつつ、主体的に年金制度を運営すること、②年金制度規程の改正案は安定協会に於い

て作成することとなった。

この成案は、安定協会の評議員・理事会の承認を経て、平成25年2月1日から実施となった。

なお、平成11年3月31日をもって一旦廃止となっていた、年金対象者の新規登録等の申請は、平成25年2月1日から7月31日までの6か月間に地区雇用対策委員会を經由して行うこととなった。

(5) 中古自動車等放射線量検査について

輸出中古自動車に高濃度の放射線量が測定されたのを機に、港湾労働者の健康・安全対策として、「福島第一原発の事故に伴う放射能汚染問題に関する暫定確認書」（前年度報告）に基づき、平成23年8月18日より中古自動車・建機の放射線量検査が実施されてきた。

平成24年度の検査結果は資料5の通りだが、月を追うごとに汚染台数（ $0.3\mu\text{sv/h}$ 以上）は減ってきており、直近の平成25年3月分の汚染台数においては、最も多かった平成23年11月検査分の約12分の1となっている。

(6) 年末年始の例外荷役について

本年度の年末年始例外荷役については、9月27日から数回に渡り労使政策委員会を開催し、組合側と協議を重ねた結果、11月21日開催の同委員会において大筋合意となった。

その後、労使双方の機関決定を経て、12月12日付「年末年始例外荷役に関する労使政策委員会議事確認」（資料6）を締結、例年通り実施することとなった。

今回の労使協議での争点は、組合側が1月2日の休日化に伴う時間外算定基礎時間（いわゆる分母）への反映と実施日を、中央労使間で具体的に確認することが必要不可欠であると主張したことであった。

これに対し業側は春闘協定の覚書で分母には明確に連動させるとの

約束をしているので、前回通り具体的措置は各港・各社対応である旨の回答をし、労使双方の主張が平行線を辿ったが、最終的に分母減の反映は、25年1月で決着した。

2. 業務関係

(1) 日韓物流会議について

9月12日に開催された総合政策委員会・港湾物流戦略委員会合同委員会において、港湾を中心とした物流を作り出すためには近隣の国との連携を強化していくことが大切との議論が行われ、最も近い国である韓国との合同会議を開催することとなった。

具体的には、11月2日に韓国のソウル市において第1回目の会議を開催するに至った。会議の趣旨は、「東アジア圏内における製造業等の国際分業体制が構築される中で、圏内の経済産業活動の活性化や交流拡大に対応するためには港湾物流サービスの向上は不可欠である。地理的にも非常に近い韓国と港湾物流面で連携することは、双方の物流企業にとって有益である。」ということである。

会議には、日港協側から総合政策委員会のメンバー及び韓国港湾物流協会の会長、副会長等のほか、オブザーバーとして日本側から国土交通省港湾局幹部等、また、韓国側から国土海洋部幹部等が参加した。会議では、両協会の関心事項、今後の方向性について議論を行い、港湾を経由する貨物の物流を担う企業同士の相互の信頼を深め、情報の共有等を含めた物流分野での日韓協力の一步を築くことができ、このことにより、質の高い物流を顧客に提供するとともに両国の友好を深めることになった。また、民と民に加え、政府と政府の話し合いが行われたことにより、日韓の物流部門の協力が強まることになった。

また、会議に先立って、国土海洋部姜物流港湾室長(事務次官級)、宋仁川市長等を表敬訪問し、民間同士の会議の具体性、実効性に期待しているとの発言を得た。

(2) 新型インフルエンザ等について

平成24年5月11日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が公布され、指定公共機関の指定基準やワクチンの先行接種の対象となる登録事業者の基準など、細部については内閣官房に設置された有識者会議及び社会機能分科会で検討し、1年以内に施行することとされた。

日港協としては、9月12日に危機管理委員会を開催し、当面国土交通省と連携し情報収集に努めることとした。その後社会機能分科会において、指定公共機関は国民保護法の指定基準と同一にするとの方針が示され、港湾運送業は除外されることとなった。11月14日の常任理事会において本問題について経過説明を行うとともに、港湾運送業がワクチン接種の対象となる登録事業者に位置づけられるよう努力することとした。

平成25年2月7日の有識者会議の「中間とりまとめ」においては、港湾運送事業は登録事業者ではなく、指定公共機関に選定された外航船社や内航船社の外部事業者として位置付けるという方向性が示された。

そこで、有識者会議委員の選出団体である経団連や船主協会、内航総連に対し、港湾運送事業が登録事業者として位置づけられるよう協力要請を行うとともに、国交省に対しても内閣官房に港湾運送事業の重要性を説明するよう強く要請を行った。

法律の施行は4月13日とされ、法施行後に公表される「政府行動計画」において、ワクチンの先行接種の対象となる業種が明らかになるものとされている。

(3) 港湾近代化促進協議会の助成について

①助成実績について

助成実績については、近促協の助成要綱に則り、ターミナルオペレーター事業に対する助成について、3港6件で合計7,063万円の助成が実施された。

大型荷役機械の整備に対する助成については、5港5件で合計3,513万円の助成が実施され、また物流情報システムの整備に対する助成については、1港1件で1,764万円の助成が実施された。

大規模物流センターの整備に対する助成については、利子補給について1港1社に19,188万円の助成が実施された。

②再生可能エネルギー発電設備の整備に対する助成制度について

エネルギーの安定的かつ適切な確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る観点から、日港協の環境・エネルギー対策委員会の調査・検討を踏まえて、港湾運送事業者等が導入する再生可能エネルギー発電設備の整備に対する助成制度が新たに制定された。

なお、助成は平成24年度分より実施されることとなった。

3. 総務関係

(1) 定款変更について

日港協は、平成24年4月1日から一般社団法人へ移行した。そのために必要な定款変更を含めた一連の手続きは、平成23年度中に終了していたが、移行認可が下りる直前の平成24年3月になってから公益認定等委員会から、「一般社団法人の社員には、法人もなれるが、法人の従たる事務所の性格を有する支店、支部、営業所等は社員になれない。」との指摘を受けた。

この会員問題が解決しない限り移行作業が進まないことから、各地区港運協会を通じ会員の方々の了解を得た上で、3月14日開催の第4回常任理事会でこの定款改正案を諮り承認を頂いたが、定款変更は総会決議事項であるため、改めて6月6日開催の通常総会で、

1. 総会の議決権を有する「正会員」は、本店等主たる事務所に該当する者とする。
2. 新たに「地区会員」を設け、正会員及び特別会員の従たる事務所の性格を有する支店、支部、営業所等に該当する者とする。

3. 地区会員を有する正会員及び特別会員については、地区会員の数だけ議決権を加えること。

とする改正内容についてお諮りした結果、異議なく承認された。

なおこの改正により、新たに地区会員を設けたが、地区会員の立場は、これまでと何ら変わるものではなく、これまで通り総会にも出席し、総会の議決を経て、理事、監事、審議員にも選任されることになっている。ただし、総会での議決権は行使できないため、当社がその議決権を行使することになった。

(2) 委員会及び部会に関する規程について

定款第47条第2項の規定に基づき、新たな「委員会及び部会に関する規程」を資料7の通り定めることを平成24年10月6日開催の第4回理事会、第1回審議員会合同会議において諮られた結果、異議なく承認された。

4. 調査・研究関係

(1) 韓国港湾物流事情調査について

2(1)で日韓物流会議について記述したが、同会議の基礎資料を収集すると共に同会議で議論された問題点等を調査するため、韓国の港湾物流事情について調査研究を行った。具体的には、韓国の港湾政策の歩み、主要港湾の現状、港湾サービスを支える情報システム、港湾運送事業の概要等である。

(2) 年末年始の本船荷役等に係る実績調査について

年末年始(12月31日～1月4日)の本船荷役等の実績については、例年と同様に本船荷役及びコンテナターミナルゲート業務に係る実績調査を全港を対象に実施した。

本船荷役関係は、資料8のとおり全体で前年より89隻増の822隻

であった。コンテナ船は主要港、地方港とも増加し、特に1月4日はここ数年に比べ20隻程増加している。また在来船、その他船も大幅に増加しているが、これは地方港の鋼材や原材料船の船舶が増加したためである。なおRORO船、自動車専用船は減少している。

コンテナターミナルゲート業務の実績については、資料8のとおり前年度より減少しているが、6大港については前年並みであり、その他港湾が全体的に減少している。当該期間の実績はここ数年減少傾向にあるが、主要港では基本的に31日～3日はクローズされること、及び依然として年末年始における荷主等引取り手の休日等の慣習が根強いと思われる。

(3) 税制改正に係る実績調査について

税務当局に対して税制措置が的確であり、有効活用されていることを定量的に説明していくことが求められていることから、国土交通省の要請を受け、例年通り全港の関係事業者に対し、エネルギーの使用状況及び税制特例措置の利用状況の実績調査を実施した。

5. 広報関係

記者会見等について

平成25年1月7日に久保会長の年頭インタビュー記事を、3月27日には、「日本の港湾－現状と将来を語る」をテーマとする久保会長の特別対談記事をそれぞれ日本海事新聞に掲載するとともに、理事会、常任理事会終了後に定例記者会見等を行って、日港協の政策、方針の説明を行った。

Ⅱ．役員等の異動

(1) 副会長等の選任について

平成24年6月6日の第3回理事会において、伊藤副会長、神崎副会長が退任され、新たに深井副会長が選任された。

又、同理事会において、常任理事の一部変更並びに常務理事の選任について諮られた結果、異議なく選任された。

(2) 役員・審議員の一部変更について

役員・審議員の一部変更について、平成24年6月6日の通常総会において、諮られた結果、異議なく選任された。

Ⅲ．組織運営関係

委員会・部会組織について

港運業界を取り巻く社会情勢に対処するため、合理的かつ効率的な協会運営を行っていくために、平成24年6月6日に開催された第3回理事会において、委員会・部会組織が資料9の通り改組され、各委員長・部会長が資料10の通り委嘱された。

Ⅳ．諸会議の開催

(1) 総会・理事会等について

平成24年度における総会、理事会等の諸会議は、次の通り開催された。(カッコ内は、開催日)

総会	:	1回(6/6)
理事会	:	5回(5/9,6/6,6/6,10/6,3/13)
正副会長会議	:	9回(4/11,5/9,5/25,7/11,9/12,11/14,12/12, 2/13,3/13)
常任理事会	:	2回(9/12,11/14)
審議員会	:	1回(10/6)

(2) 委員会・部会活動について

平成24年度における委員会・部会は、次の通り開催された。(カッコ内は、開催日)

① 総合政策委員会・港湾物流戦略委員会合同委員会 (9/12)

両委員会の今後の進め方並びに日本再生戦略等、国の港湾政策について議論した。

② 総務委員会

第1回 (6/6) 平成24年度通常総会付議事項について審議を行った。

第2回 (9/27) 委員会及び部会に関する規程(案)について書面にて会議を開催し、審議を行った。

第3回 (2/27) 平成25年度事業計画(案)、収支予算及び会費分担(案)について審議を行った。

③ 経営労働委員会 (11/8)

年末年始例外荷役について議論を行った。

④ 労使政策委員会 (4/26, 5/30, 6/22, 7/25, 8/31, 9/27, 10/26, 11/21)

春闘後の議題の進め方並びに継続協議課題等について議論を行った。

⑤ 福利厚生委員会

第1回 (10/23) 福利厚生委員会の課題と今後の進め方並びに日本港湾福利厚生協会に対する支援について議論を行った。

第2回 (2/26) 日本港湾福利厚生協会及び各地区福利厚生協会の事業に係る現況報告等について議論を行った。

⑥ 税制委員会 (3/6)

平成24年6月に「平成25年度税制改正要望事項」を国交省に提出。3/6の委員会では、「港湾運送に係る税制措置の状況」、「平成26年度税制改正要望事項」、「税制要望に関する実態調査」等の説明・報告を行った。

⑦ 危機管理委員会（9/12）

新型インフルエンザ等対策特別措置法関係、災害対策基本法関係、SOLAS 条約関係について検討することとなり、当面の検討課題に係る現状や今後の対応について説明・報告が行われた。

⑧ 環境・エネルギー対策委員会

第 1 回（11/14） CO2 排出削減、電力需給問題、再生可能エネルギーの活用について検討することとなり、当面の検討課題に係る現状や今後の対応について説明・報告が行われた。

第 2 回（1/24） CO2 排出削減対策への対応、再生可能エネルギーの活用について議論された。なお、再生可能エネルギーの活用に関し、港湾近代化促進協議会において助成制度が検討されていることから、委員会の調査・検討結果を同協議会に説明・報告が行われた。

⑨ 元請総合部会・港湾荷役部会合同会議（4/25）

両部会の代表者会議を開催し、港湾荷役部会より元請総合部会に対し、春闘の賃上げ原資の協力要請がなされた。

⑩ 東日本部会・中日本部会・西日本部会合同会議（6/6）

2012 年春闘協定の説明及び地方港に関係する部分の対応について議論を行った。

西日本部会（10/25）、中日本部会（11/15）、東日本部会（3/13）

各部会が夫々開催され、地方港を取り巻く課題や各地区の現況についての、説明・報告が行われた。

⑪ 整備部会（8/29）

日雇の直接雇用減少に向けた取り組み策が確認された。

又、2/6 には、全国港湾関連職種検討対策委員会との第 3 回意見交換会が開催された。

⑫ 中央福利厚生部会・地方福利厚生部会合同会議（12/4）

中央・地方福利厚生部会各々の課題（役割）について議論を行った。

V. 連絡事項

(1) 叙 勲

平成24年11月 3日

小 田 眞 弘 丸 山 物 流 (株) 旭 双

(2) 褒 章

平成24年 4月29日

井 上 隆 丸全昭和運輸(株) 黄 綬

平成24年11月 3日

笹 田 照 雄 (株) 笹 田 組 黄 綬

(3) 大臣表彰

国土交通大臣表彰

平成24年 7月16日

藤 木 幸 太 藤 木 企 業 (株)

富 田 泰 史 誠 貿 易 運 輸 (株)

松 本 恒 昭 関 西 運 送 (株)

辻 本 武 東 陽 物 流 (株)

木 元 業 人 (株) 村 山 商 店

(4) 登記及び届出事項

1. 平成24年 4月 1日 一般社団法人への移行登記
(東京法務局)

2. 平成24年 8月 1日 理事の変更登記
(東京法務局)

3. 平成24年10月19日 理事の変更登記
(東京法務局)